

政治資金監査に関するQ&A（その7）

番号	ご 質 問	回 答
政治資金監査に関すること		
86	政治団体が作成した人件費の出金伝票（支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日は記載されている。）に、受領者の印が押してある場合、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。	支出の相手方から徴した書面と認められる場合、領収書等に該当します。 なお、お尋ねの場合、当該人件費の受領者が受領した証として印を押したと認められる場合には、当該支出の相手方から徴した書面として取り扱って差し支えありません。
87	国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった場合、政治資金監査マニュアルにおいて「その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること」とされており、政治資金監査報告書にはその実施場所を記載することとされているが、どこまで詳細に記載すればよいのか。	お尋ねの場合、必ずしも住所の記載は必要ではなく、政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった理由を明らかにした上で、例えば「〇〇ホテル会議室」等、政治資金監査の実施場所が社会通念上特定される記載であれば差し支えありません。 なお、登録政治資金監査人の判断によって住所を記載することを妨げるものではありません。
88	年の途中まで国会議員関係政治団体の「会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者」であった者が、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行うことができるのか。	政治資金監査は、外部性を有する第三者によるものであり、国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者は、当該国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことができないこととされています。 ご質問の事例では、自ら作成した会計帳簿等の関係書類を自ら政治資金監査するということになりかねませんので、制度の趣旨を踏まえれば、適当ではないと考えます。

89	<p>年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者は、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行うことができるのか。</p>	<p>お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しませんが、政治資金監査報告書だけではなく、会計帳簿又は収支報告書に記載すべき事項の記載をせず又は虚偽の記載をした場合にも、法律で罰せられます。</p> <p>また、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであることと政治資金監査マニュアルに記載されておりますが、お尋ねの場合は、同一人であるため不適當です。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>
90	<p>新聞の集配員から交付された領収書等に、支出の年月日として「〇月〇日（年については、記載されていない。）」、支出の目的として「平成〇年〇月分新聞代として」と記載されている場合、当該領収書等は政治資金規正法上の領収書等と認められるか（なお支出の金額は記載されている。）。</p> <p>政治資金規正法上の領収書等と認められない場合は、政治資金監査上どのように取扱えばいいか。</p>	<p>政治資金規正法上の領収書等には、支出の年月日が記載されている必要があり、支出の年月日として「月日のみ」が記載されている領収書等は、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。</p> <p>この場合の政治資金監査上の取扱いとしては、会計責任者等において領収書等の発行者に対し領収書等の追記や再発行を要請するなど、3事項を記載した領収書等を備えるよう求める必要があります。</p> <p>備えるよう求めても、なお、支出の年月日が記載された領収書等がない場合は、本件の場合にあつては、支出の目的に記載された内容から支出の年月日が確認できますので、領収書等亡失等一覧表に記載する必要はありません。</p>
91	<p>政治資金規正法上の登録政治資金監査人の業務制限については、どの期間、該当してはいけないのか。</p>	<p>登録政治資金監査人の業務制限が設けられた趣旨が、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、政治資金規正法上の業務制限に該当してはいけません。</p> <p>なお、自ら作成した会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことは、制度の趣旨を踏まえれば適當ではなく、業務制限に関する他のQ&Aについてもご確認ください。</p>

92	<p>政治団体が登録政治資金監査人に対して政治資金監査報酬を支払う場合、政治団体は、政治資金監査報酬について所得税を源泉徴収しなければならないのか。</p>	<p>政治資金監査報酬は所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収しなければなりません。</p>
93	<p>政治資金監査報告書の作成に当たって、記載例以外の事項を記載することはできるのか。</p>	<p>政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載するものです。 記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会の上、政治資金監査の結果に該当すると委員会で判断された事項については、記載することとして差し支えありません。</p>